



# 広報おんが

11月号 No.217

発行 昭和53年11月10日 発行所 遠賀町役場庶務課 印刷 冷牟田印刷合資会社



## 健康優良児 …… ちょっと無理かな

54年度新入学児童健康診断から

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 人のうごき    | (9月の住民基<br>本台帳から) |
| 人口       | 12,533人(+59)      |
| 男        | 6,064人(+31)       |
| 女        | 6,469人(+28)       |
| 世帯数      | 3,490戸(+14)       |
| ( )内は前月比 |                   |

11月の書簡用語  
晩秋、暮秋、向寒、末秋、  
寒気、落葉、冷雨、みぞれ

③ 15日 文化の日  
8日 立冬  
18日 七五三  
② 花暦 勤労感謝の日  
つばき(誇り)  
誕生石 トパーズ(友情)

霜月(しもつき)  
霜がしきりは降るので、霜降  
月、略して霜月という。

### 11月のこよみ



年金の受給権を

確保しましょう

としをとつたら、誰でも年金がもらえるように——国民年金は、こんな願いをこめて、できました。けれども、保険料を納め忘れていたり、加入しなければならぬ人が加入しないと、年金はうけられません。としをとつてから、あわてても遅いのです。

でもあきらめることはありません。いまなら、国民年金に加入の手続をしなかつたり、保険料を納め忘れた期間をとりもどすことができます。

あなたが年金から取り残されないように、未納になっている期間の保険料を納めて、年金の受給権を確保しましょう。

今回の法律改正により、納め忘れたり、加入の届出が遅れたとかの理由で、過去の保険料が未納のまま2年経過し、時効により納めることができなかつた期間について特例納付ができることになりました。

なぜ特例納付が

実施されるのでしょうか

国民年金では老齢年金を受けるためには、60歳までの加入期間において、保険料を納めた期間(免除期間を含みます)が次の表の期間以上必要です。

しかし、時効により納められなかつた未納期間があるため今後納付しても60歳までの期間で、最低

| 生 年 月 日                  | 最低必要な期間           |        |
|--------------------------|-------------------|--------|
|                          | 老 齢 年 金<br>通算老齢年金 | 特例老齢年金 |
| 明44年4月2日以降<br>明45年4月1日以前 | 10年               | 4年1月   |
| 大2年4月1日                  | 〃                 | 5年1月   |
| 3年4月1日                   | 〃                 | 6年1月   |
| 4年4月1日                   | 〃                 | 〃      |
| 5年4月1日                   | 〃                 | 7年1月   |
| 6年4月1日                   | 〃                 | 〃      |
| 7年4月1日                   | 〃                 | 〃      |
| 8年4月1日                   | 〃                 | 〃      |
| 9年4月1日                   | 〃                 | 〃      |
| 10年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 11年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 12年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 13年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 14年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 15年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 16年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 17年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 18年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 19年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 20年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 21年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 22年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 23年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 24年4月1日                  | 〃                 | 〃      |
| 25年4月1日以後                | 〃                 | 〃      |

(保険料を納めた期間が1年以上10年未満の人に特例として支給)

いまのままでも  
年金をうけられますか

必要な期間を満たすことができないう人、現在60歳以上の人で老齢年金又は通算老齢年金(国民年金の納付期間と厚生年金などの加入期間を合わせて前表の最低期間以上あれば受けられます。)を受ける資格のない人、いわゆる無年金者がおられ、国民皆年金時代に取り残されていきます。

特例納付はこれら無年金者の人々が年金をもらえるようになる最後のチャンスです。

特例納付のできる未納期間

昭和36年4月から昭和53年3月までの強制加入の期間で、保険料が未納のまま時効により納めることができなかつた期間です。任意に加入した期間については、特例納付することができません。

昭和55年6月30日  
期限です

特例納付することができるのは、

昭和53年7月1日から昭和55年6月30日まで  
の2年間で  
です。  
保険料は1カ  
月四千  
円です  
この特例で、さかのぼって納められる保険料は、1カ月当たり四千円です。



60歳以上の人でも  
納められます

のほ当然加入すべき人(強制加入)の未納保険料に限られます。

今後は絶対納め忘れのないように



60歳をすぎ、現在は被保険者でない人も納めることができます。65歳以上の人や、特例納付の期間中に65歳になる人(明治44年4月2日から大正4年7月1日までに生まれた人)で特例納付によって老齢年金又は通算老齢年金を受けられるようになった時は、以後の特例納付はできなくなります。又納付する期間、方法、時期により年

金の額や支給開始の時期がちがってきますので特にご注意ください。  
こんな人はすぐ  
手続をして下さい  
●国民年金に加入しなければならぬのに、加入しなかつた人。  
●加入しているけれども保険料の未納期間がある人。  
●特に、35歳をすぎても、どの年金にも加入していないと、加入期間が不足して、年金をうけられなくなります。早く手続をして下さい。

# 人権の歴史に学び

## 正しい認識を

(6)

### 三、部落の歴史と創造へのあゆみ (3)

差別制度の強化・創造へのきざし  
徳川家康以来、次第に幕藩体制は整備され、それなりに生産力も伸び、人口も増加し、交通や国内産業が進み、とにかく社会の発展がみられました。

しかし、江戸時代も中頃になると、きびしくかたち作られた封建体制もゆるぎはじめました。元禄のころから、泰平の世になれた諸大名が、ぜいたくな生活をはじめ国内の商業や手工業の発達にもない、都市の消費生活が、武士の生活を派手にし、支出がふえるに従い、大名から下級武士に至るまで経済的に武士階級の生活が苦しくなってきました。

そして一方、庶民の中で一番低い身分に位置づけられた商人たちの中では、富を手にして実力を貯え、金の力で武士をしのぐものも出てきました。こうした中で、結局は今までもよりも更に重税を課してますます農民の対して年貢のとりたてを強め、その生活を押迫する

# 差別をなくそう

ことになりました。その上天災・ききんなどがたびたびおこり、社会不安も激増してきました。そのためいよいよ苦しくなった農民や町の貧しい人たちは、生きていくため、ついに百姓一揆や、うちこわいなどをおこし、支配権力に対してはげしくたたかっていくようになったのです。

け下や谷間などに強制的に住ませ、すべての主要産業から除外して、人が嫌がる仕事を無理にさせられきびしい差別と貧困を強いられていったのです。

したがって、今日、国民的課題になっている同和問題の発生は、遠い昔のことではなくて、三百年ばかり前の元禄・享保(徳川八代)のころに「えた・非人の制度」は徳川三百年の封建体制を維持す

こういう状態は封建体制の危機であることはいうまでもありません。これに対して徳川幕藩支配を守るためには身分制度を一層強化し、差別と圧制をますますきびしくしたのです。特に「えたと非人」に対して農民に対抗させるような手段をとったり、差別をはっきり示す布令をしきりに出したりしました。また、住むところも人間が住むのに適しない河原や、が

將軍吉宗時代)のころといわれています。

こうした分裂と対立の政策の中で、もつともみじめなのは、徳川封建体制がそろそろ危くなってきた頃にとられた権力の手先として部落が利用されたことです。一方では農民に「あの連中にくらべればお前たちの方がずつとましだ。」などと優越感をもたせ、また一方では百姓一揆などの時は、鎮圧の最前線に部落の人たちを立て、お互いに憎み合わせ、

の安全弁として利用されてきたものとも言えます。

部落は正に政治的な意図によってつくり出されたもの以外の何ものでもありません。

11月11日～17日は

## 税を知る週間

税務行政の現状  
や、納税者に有利な税の取り扱いなどについて、11月11日から11月17日まで、各税務署を中心として、各種の行事が催されます。



▽11月11日、13日、16日、17日は、商工会事務所に相談をお待ちしています。

### 電話加入権を公売

遠賀町でも商工会主催による税務相談を開きます。相談日には、税務署の係員や税理士が、無料相談に応じますので、どなたでもお気軽におこし下さい。

遠賀町では、電話加入権の公売を次のとおり行ないます。

▽無料相談日  
○日 時 11月15日 午前10時～午後4時  
○場 所 遠賀町役場第2会議室

▽場 所 役場第2会議室  
▽公売数量 電話加入権8台  
▽公売方法 入札(印鑑持参)

## 消費者金融(サラ金)は上手に利用

新聞やテレビで、サラリーマン金融からの借金が原因で失職、蒸発、自殺、心中などの暗いニュースが伝えられています。借金をするまえにもう一度考え、用心深くお金を借りましょう。

ローンを手前に利用するには  
▽どうしても借りる必要があるのか……もう一度確認を。  
▽返済のメドをたててから。  
▽本当に必要な最小の金額を。  
▽借用期間はできるだけ短かく、返済は早目に。

▽借りるにはよい店を選ぶ。  
▽契約書のサインは自分で慎重にトラブルを防ぐために  
▽契約書の金額、返済方法、金利は空白にせず自分で書く。  
▽他人に印鑑や印鑑証明を預けて委せないこと。

▽金利の計算書や領収書を受け取ること。  
▽返済期日に払えないときは、早目に連絡して了解をとること。

こんな店要注意  
▽クレジットカードを担保にとる店。  
▽派出な甘い広告をする店。  
▽金利が月9パーセント(日歩30銭)——一万円に一日30円の割合、一年で一万九百五十円の高

利が付きまします。)をこえる店。  
▽金利の計算書や領収書を渡さない店。また元金を完済しても契約書を返さない店。  
事業主にも退職金  
事業主が第一線を引退したときや自分に万一のことがあったとき、経営の都合による工場や商店の閉鎖など……こんな事態が起ったときに備えて事業主の生活安定をはかる退職金制度、それが国で作られた小規模企業共済制度です。

将来にそなえて小規模企業共済制度の加入をおすすめします。詳細は、もよりの金融機関へ。

福岡県(地域別)最低賃金が改正されました。福岡県内の事業場では、昭和53年10月13日から、この最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金には、精皆勤手当や通勤手当、家族手当は含まれませんのでご承知下さい。  
なお、産業別最低賃金(全10業種)も改正するため審議されています。詳細は、八幡労働基準監督署、電話093(6771)6136へお尋ね下さい。

1日2381円  
1時間300円

小包は12月15日  
年賀状は12月20日  
までに

年末は郵便局の最も忙しい時期です。12月中旬以降に出された小包は年内に配達できないことがありますので、受け取る人のためにも、1日も早く、また、しっかりとした包装でお出し下さい。  
元日に配達できるように、年賀状も早目にお出し下さい。  
遠賀川郵便局

### 電話局からのお願

電話をかけるときは  
○電話番号を確かめて  
○発信音を確かめて  
ツーンという音は、ダイヤルOKの合図です。  
○ダイヤル途中で間をおかない  
5秒以上間をおくと接続できません。

○呼出し音がなくても、しばらくお待ち下さい  
15秒以内の無音は接続中です。  
○呼出し音は10回くらい待ちましょう

90%が30秒以内で出ています。  
早いがお得な慶祝電報  
お祝い電報は、配達ご希望日の10日前から打つことができます。  
配達日の3日前までにお打ちになれば、料金が百五十円割引になります。大変お得です。

## 松くい虫を徹底的に

### 駆除しよう

今年は夏の異常な干ばつや高温のため、松くい虫の被害が例年になく異常に発生しています。

松くい虫は10月末頃までは枯れた松の樹皮の下で皮や材を食べながら成長し、やがて材内に穴を掘って幼虫のまま越冬します。この

と来年の大発生の原因となります。駆除の仕方としては、被害木を伐倒し、薬剤を散布するか、伐倒はく皮し、枝条及び樹皮を焼却する等の方法があります。詳細は、役場産業課へ問い合せ下さい。

枯れた松をそのまま放置しておく

折尾電報電話局

## 柔道教室生

### 少年柔道大会で団体優勝



団体優勝した遠賀Aチーム

9月17日、岡垣児童体育館で行なわれた遠賀郡少年柔道大会で、遠賀町柔道教室生は、並い強豪を相手に熱戦を展開し、団体優勝をはじめ、個人優勝など優秀な成績をあげました。大会での成績は次のとおりです。

#### ▽団体戦

優勝 遠賀Aチーム

落 裕介、倉原 隆

安永誠治、森 盛義、

畠山吉彦、安永浩一

小山雅行

▽個人戦

○小学2年の部

優勝 田平征太郎

2位 倉原 隆

○小学5年の部

#### 個人戦入賞者



## 少年相撲大会の成績

10月15日、遠賀町体育協会と相撲部の主催で、第4回遠賀町少年相撲大会が開催されました。

木守相撲場を舞台に、参加8チームで熱戦を展開し、今古賀Bチームが優勝を手にしました。

成績は次のとおりです。

#### ▽団体戦

優勝

今古賀Bチーム

(山下広人、宮田敏、中村裕之)

古賀禎久、武谷裕司、

小沢一郎、山下 芳、

柴田武寛、柴田才一郎)

準優勝 浅木Aチーム

(南島康紀、石橋直、

落一臣、川原田健次、

○小学生の部

1年 永沼 典昭(今古賀)

2年 石松 繁幸(浅木)

3年 金尾 義弘(浅木)

6年 金尾 茂章(浅木)

近松大三郎(木守)

2年 田平征太郎(浅木)

3年 安永誠治(虫生津)

4年 石橋 仁裕(浅木)

5年 武谷裕司(今古賀)

後藤孝則、金尾茂章、

石橋仁裕、石松繁幸、

金尾義弘)

○小学生の部

1年

2年

3年

4年

5年

6年

## 教育委員会だより

### 町内3小学校そろって表彰

10月17、18日の両日、福岡市で第30回福岡県学校保健、給食、安全教育研究大会が開催され、浅木小学校は学校給食優秀校として、広渡小学校は学校給食努力校及び学校健康優良校として表彰されました。浅木小学校は、過去50年度

に学校給食努力校、51年度、52年度には優秀校として表彰されています。島門小学校は、11月2日、県議会議場で行なわれた昭和53年度福岡県教育文化功労者の表彰式で、過去の教育研究の成果が認めら



団体優勝した今古賀Bチーム

#### ▽個人戦優勝者

○小学生の部

1年

2年

3年

4年

5年

6年

7年

8年

9年

10年

11年

12年

13年

14年

15年

16年

17年

18年

19年

20年

21年

22年

23年

24年

25年

26年

27年

28年

29年

30年

## 53年度体育功労者

例年町民体育祭で、体育功労者を表彰していましたが、今年は雨で町民体育祭が中止になり、表彰式ができませんでしたが、次の方々が功労者表彰されました。

- 教育委員会表彰
- 柴田 開(今古賀)
- 体育協会会長表彰
- 三砂貞利(上別府)
- 副田末広(広渡)
- 中村恒昭(今古賀)
- 石松公士(上別府)
- 太田勝美(木守)
- 中村隆男(老良)
- 阿部和博(旧停)

## 町公民館の

### 休館日が変わります

公民館の休館日は、従来日曜、祭日となっていました。が、住民の皆さんに不便なことが多いため、次のとおり休館日を変更になりましたのでお知らせいたします。

○中央公民館 毎週月曜日、祭日

○公民館別館 毎週水曜日、祭日

# 遠賀町文学散歩

(十一)

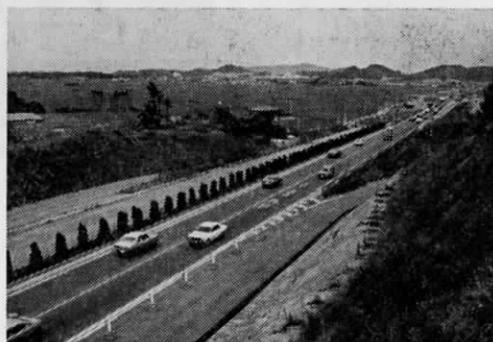
## 鶴 埜

可之布江に鶴鳴き渡る志賀の浦に沖つ白波立ち来らしも

万葉集巻十五に出ている歌で、香椎あたりを歌ったものと言われているのだが、昔の筑紫の風景を思うことができるようである。

なごやかな岸辺には、どこでも鶴が住んでいたことを物語るように、遠賀潟と思われる今の尾崎、鬼津、別府、広渡などの田圃には鶴も来たであろうし、鴨もいたろうし、雁の鳴き渡る夜もあったであろう。遠賀土手行きや雁が鳴く

という唄の文句などは、そう古いものでもなく、今の老人クラブの人々が、ほろ酔い気嫌で口ずさんでいたものである。湯の原に鳴く草鶴は吾が如く、妹に恋ふれや時わかず鳴く。この歌も万葉集巻六に出ているの



で、二日市の武蔵温泉あたりでの作かと言われているものである。草香江の入江にあさる芦鶴のあなたづたづし友なしにして博多の今では街になっているところでのといわれ、巻四に出ている。

このように、その頃はどこでも鶴が渡来したのであろう。又は休んでいたのかも知れない。そんなに美しく自然だったのである。遠賀野も、見る影もなく自然が害

われてしまったが「鶴埜」という字の名が、せめて長く長く残つて欲しいと思いつつながら、自動車が悪する国道三号を渡るのであった。「つるとや」という読みと、その言葉の伝えてくるイメージに、あまりにも離れた風景を眺めてみるも仕方のないことであるが。

(片山花御史)

## 「とれた、とれた」

### 鬼津老人クラブ

#### 園児をイモ堀りに招待

園児たちが良い子にしていたので、今年も鬼津老人クラブのおじいちゃん、おばあちゃん達から、イモ堀りのご招待がありました。

園児たちが良い子にしていたので、今年も鬼津老人クラブのおじいちゃん、おばあちゃん達から、イモ堀りのご招待がありました。広いイモ畑に園児が入り、笛の合図で一斉に堀り始めです。



静かだったイモ畑に園児の歓声が響き、大きなイモが土の中から次々に顔を出します。おじいちゃん、おばあちゃんが笑顔としゃわでくちやくちやになって見守る中、園児達はズボンやパンツが泥だらけになるのもかまわず一生懸命。あつという間にイモの山

静かだったイモ畑に園児の歓声が響き、大きなイモが土の中から次々に顔を出します。おじいちゃん、おばあちゃんが笑顔としゃわでくちやくちやになって見守る中、園児達はズボンやパンツが泥だらけになるのもかまわず一生懸命。あつという間にイモの山

日のおかずは天ぷらかな、大学いモかな。

最後に大きな声でお礼を言つて帰りませ、その

## 消防119コーナー

### 全国火災予防運動

11月26日～12月2日

#### 焼死者が史上最高に

火災による罹災世帯は、昨年全39549世帯、焼失面積は

2138400平方メートルにもおよんでいます。これは20坪の家32400戸が灰になったのと同

じ面積です。

火災による焼死者は、史上最高の1909人となり、そのうち5歳以下が207人、60歳以上が66人あり、幼児と高齢者で死者の半数近くをしめています。不注意や油断からの火災で、尊い人命を失っていると言えましよう。

#### 老人、子供に気をつけて

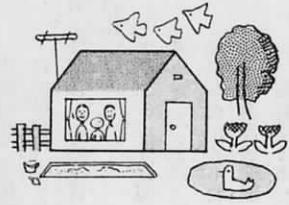
高齢者には身体の不自由な方が多いことや、二階で就寝中の子供が逃げおくれ、煙にまかれて焼死するケースが多く見られます。老人夫婦や一人暮らしの世帯が近所であれば、隣近所の早い協力で脱出や避難の手助けを、ぜひお願いします。

寒さに向います。暖房器具の取り扱いは特に注意しましょう。

火の用心さっしやりませ  
※火災、救急発生状況 (1月～9月)

|    | 遠賀  | 水巻  | 芦屋  | 岡垣  | 計     |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 火災 | 11  | 15  | 12  | 15  | 53    |
| 救急 | 204 | 389 | 252 | 244 | 1,089 |

# 住宅需要実態調査 についてのお願い



福岡県では12月1日に、国とも住宅需要実態調査を実施することになりました。

この調査は、皆さんの住宅の住み心地や、これからの計画、過去の住み替えの実態などをお尋ねして、今後の住宅政策を立案するための基礎資料を得るために行われます。

調査で得られたことは、統計を作るためだけに使われるもので、その他の目的、例えば税金などの資料に用いられることは決してありません。また、個人の秘密は絶対的に守られ、皆さんの回答が外部にもれることは決してありませんので、調査員が皆さんの自宅に伺いましたら、調査にご協力下さいませようお願いします。

なお、遠賀町の調査対象地区は、由生津、新町、鬼津、若松の各地区の一部です。

## 開催します

### ※第3回遠賀町文化祭

日頃公民館を中心に勉強している人や、公民館の学級、教室で習った作品を一同に集めて、今年も文化祭を開催します。今年で3回目をむかえ、年々盛り上がってきています。町民の皆さん多数の観覧をお願いします。

▽期日 11月25～26日(二日間)

9時30分～17時

▽会場 遠賀町中央公民館

▽内容

○文化芸能大会(26日のみ)

○展示会

生花(公民館生花教室生、公民館寿大学生)

洋裁(洋裁教室生)

書道(公民館寿大学生)

盆栽(公民館寿大学生)

かな書道(かな書道生徒)

短歌(短歌会生)

農耕民俗資料(中央公民館)

※第4回遠賀町男子6人制バレーボール大会

今年も恒例の遠賀町男子6人制バレーボール大会を、次の通り開催しますので、各区の出場者、町民の皆さんの多数のご声援をお願いします。

▽日時 11月19日(日)

午前9時試合開始

▽会場 遠中体育館(予選のみ)

広渡小学校体育館

▽試合形式 変則リーグ戦(各チーム予選で2試合行う)

## 募集中

### ※空手教室生徒

▽対象 小学生以上

▽練習日 毎週火曜、金曜日

▽時間 午後7時～8時30分

▽指導者 養秀会総本部道場の高段者

▽定期的に昇段、昇級審査があり有段者になるとスันทャク、サライ等も指導致します。

◎希望者は直接会場に来られるか左記に問い合わせ下さい。

③15770 中井

③1234 半田(役場内)

※役場臨時筆耕(アルバイト)

役場の臨時筆耕(アルバイト)を希望される人は、役場庶務課まで履歴書を提出して下さい。

日給三千円で、採用期間は1ヵ月程度です。採用は必要な時期に、直接本人に連絡します。

※卓球教室生徒

▽対象 小・中学生

▽時間 毎週土曜日

午後2時～4時

▽場所 広渡小学校体育館

▽月謝 五〇〇円

▽入会金 三〇〇円

▽指導者 原善治先生

▽申込先 直接体育館に来るか、教育委員会社会教育課

電話③1355へ

※肢体不自由児高校奨学生

昭和54年度高校在学の肢体不自由児に対する奨学生を募集します。

▽募集期間 11月10日～2月10日

詳細は、役場福祉係まで。

※福岡県身体障害者職業訓練校訓練生

詳細は、公共職業安定所へ

※高等職業訓練校訓練生

詳細は、八幡西区穴生3丁目、電話093(641)4906

の八幡総合高等職業訓練校へ。

※自治医科大学学生

詳細は、福岡市博多区中州中島町2の3、福岡フジランドビル内、福岡県衛生部医務課、電話092(291)7536へ。

※養成職業訓練生

詳細は、戸畑区東大谷2の1の1、電話093(882)4306、戸畑職業訓練校へ。

※住宅改良資金借受者

詳細は、「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関へ。

※台風18号による災害復興住宅資金借受者

詳細は、住宅金融公庫福岡支所住宅相談所、電話092(712)5555へ。

## 香典返しのお礼

次の方から遠賀町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

故 柴田都 殿

(今古賀) 柴田正景 様

今月の税金

国民健康保険税 3期分

納期限 11月30日まで

笑顔で納税 明るい町政

衛生係から

※乳児相談

▽期日 11月20日(月) 12月18日(月)

▽時間 10時~11時30分

▽対象者 1歳未満児

▽場所 役場保健室

▽持参品 母子手帳

※インフルエンザ予防接種

▽期日 10月25日~11月30日

▽時間 各医院・病院の診療時間内

▽場所 町内各医院・病院 (青柳病院、占部医院・村田医院)

▽対象者 3歳以上の希望者全員

▽接種方法

1週間から4週間の間隔をおいて2回。免疫効果をたかめるためには、4週間の間隔をおいて注射する事が望ましい。

▽料金 15歳以上1回につき、六百二十円

▽持参品 印鑑・朝の体温・料金以上がないと受けられないことがあります。

▽その他 15歳未満、生保及び町民税が均等割額以下の世帯の方で接種希望者は、役場に印鑑を持参して下さい。無料券を発行します。

▽麻しん(はしか)予防接種 麻しん予防接種につきましては先に回覧板でお知らせしましたように11月1日から町内の各医院・病院で実施致します。わからないことがある人は母子手帳・印鑑を持参のうえ役場衛生係までお問い合わせ下さい。

※ジフテリア・百日せき・破傷風(三種混合)予防接種

▽期日 11月14日(火) 12月7日(木)

▽その他くわしいことは「広報おんが」9・10月号」をごらん下さい。

※手遅れで泣くより笑顔でがん検診(追加胃がん検診受付)

▽期日 12月12日(火)

▽時間 9時から(10時30分までに受付を済ませて下さい。)

▽場所 遠賀町中央公民館(役場横)

▽費用 二千五百円(内千五百円を町が補助します)

▽定員 七十名

▽申込み場所 役場厚生課衛生係

▽申込み期限 11月15日から

▽申込み方法 定員になりしだい締切

▽子宮がん検診は3月に予定しています。申込みは2月から。

※母子手帳発行日

▽発行日 毎月第2・第4金曜日

▽時間 10時



母子手帳発行日は次のとおりです。妊娠届を保健所に早目に出して母子手帳を受け取りましょう。

▽場所 役場保健室  
▽持参品 印鑑  
▽その他 母子手帳の使用法・妊婦中の生活指導を致します。

※ゴミ袋は町指定の袋で

役場ではゴミの無届搬出(タダ出し)を防止するため、役場指定のゴミ袋を各区、組長、婦人会、母子会等を通じて販売して

いますので御利用下さい。区長等で取り扱っていない地区の方は、衛生係で百枚単位、一枚9円で購入致します。

○各区ゴミ袋取扱担当者

島津 母子会 舩添ヤチヨ

若松 婦人会 今村チヨノ

鬼津 婦人会 松尾キヌ子

尾崎 区長 松井 敏則

別府 母子会 島田トモエ

今古賀 母子会 峯 タカノ

松の本 個人 柴田 タキ

遠賀川 区長 田中 啓次

新町 区長又は組長

旧 停 区長 枝沢 恵吉

広 渡 個人 大場 秀子

道 管 個人 山下 幸男

遠賀団地 個人 中嶋 治夫

木守 婦人会 小川チエ子

浅木 母子会 古野商店

東和苑 各組長

中生津 個人 峯 シエ

東町 区長 木野 国繁

西町 区長 石田 茂  
上別府 個人 安藤商店  
老良 婦人会 添田 数子  
若葉台 区長 西岡 熊男

※無縁墳墓の改葬があります

無縁墳墓の改葬がありますので関係者があれば届出て下さい。

▽所在地 久留米市善導寺町飯田 566の1

久留米市津福本町山内 1923

○名称 善導寺墓地

津福山の内墓地

○届出期限 昭和53年11月30日

○届出先 善導寺町飯田550

大本山善導寺

電話0942・47・1006 宮本文哲

表紙

54年度新入学児童の健康診断がありました。

夏休みに目いっぱい遊んだのでしよう、身体にランニングシャツの跡がまだついています。

検診を受ける子供達より、お母さんの方が緊張気味。

「友人とよく遊びよるね?」との先生の質問に、「はい」と横から友人の声。